

## 第 84 回小田原市個人情報保護運営審議会会議録

- 1 日 時 令和 4 年（2022 年） 3 月 28 日（月） 午前 10 時～11 時 30 分まで
- 2 場 所 小田原市役所 3 階 全員協議会室
- 3 出 席 者
  - (1) 会 長 小室 充孝
  - (2) 委 員 本田 耕一、成本 喜代子、川口 博三、前田 江美、石塚 勝巳、  
瀬戸 一春  
※欠 席 須藤 智
  - (3) 事務局 阿部総務課長、石塚副課長、古澤主任
  - (4) 説明員 (福祉政策課) 神谷係長、佐野主査  
(子育て政策課) 柳澤副課長、相原主任  
(学校安全課) 志村学校施設担当課長、中津川副課長  
(総務課) 石塚副課長
- 4 資 料 別紙のとおり
- 5 会議の概要
  - (1) 開 会
  - (2) 議 事
  - (3) 報告事項
  - (4) そ の 他
  - (5) 閉 会

要旨は次の<諮問審議>のとおり

<諮問審議>

会 長

それでは、審議に入ります。

諮問事項ア、福祉政策課所管の「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務」を審議します。諮問内容の説明を求めます。事務局は所管課の説明員を入れてください。

<福祉政策課説明員入室 佐野主査が資料に基づき説明>

会 長

それでは、委員の皆様からご質問ございますか。

委 員

委託業者の行う事務は、具体的にはどのようなものなのですか。

説明員

まず必要なデータを渡し、それを基に給付金の対象となる世帯の抽出をしてもらいます。その後、その世帯に対して送付する書類の印刷や、封入封緘を含めた事務や、送付後の問合せ対応等のコールセンターについてもやってもらいます。

委 員

対象となる方々は、委託ではなく市役所の方が抽出をしていると思いますが、委託等の表示はするのですか。

説明員

送付する書類の中で、どこの業者が今回行っていますというような文言は、特に入っていないです。

会 長

住民基本台帳の情報や課税情報というのは、小田原市の中にあるサーバに入っていますよね。

説明員

はい。

会 長

それを委託業者に渡す時には、どういう形で渡すのですか。

説明員

パソコンの中に置くと、インターネットの環境でお互いに見ることができる仕組みが作られていますので、データのフォルダをそこに置いて、それを持って行ってもらう形になっています。

会 長        ダイレクトに課税情報にアクセスするのではなくて、担当課が特定地点のデータを手  
入して、それをフォルダとして入れると、それが使えるようになるということですか。

説明員       はい。資料の裏面の図のような流れで情報のやり取りを行います。

会 長        小田原市の税の担当課にある情報は、どのように受け取るのですか。

説明員       こちらからの依頼に基づいて、税の担当課から月に1度データをもらっています。

会 長        それは資料の図には書いてないですよ。

説明員       資料の図については流れのみになります。

会 長        それを委託業者が見て抽出をして、抽出をした情報が、先ず塊として出来て、それ  
を使って事務を行うという話ですよ。

説明員       はい。

会 長        それで、委託業者だから個人情報を提供すること自体は、諮問する必要はないけれど、  
小田原市の情報が市外の委託業者のところに置かれるので、それを諮問しますというこ  
とですね。

説明員       はい。

会 長        市外に置かれている委託業者の情報については、小田原市でもアクセスして見るこ  
とができるのですか。

説明員       はい。

委 員        一連の流れが終わった際に、情報を破棄したという証明を委託業者から提出させて、  
きちんと破棄されたことがわかる状況になっていますか。

説明員

はい。

委員

この業者は、どのように選定されているのですか。

説明員

前回の給付金の際もそうでしたが、国の方からお困りの方達に対して速やかに支給を行いなさいという指示があり、随意契約に基づく契約を結んで良いということでしたので、令和2年度の給付金の業務を委託していたところが一番ノウハウを持っており、直ぐに取り掛かれるということで、随意契約で契約させていただきました。

委員

前回の時は、入札か何かで決まったのですか。

説明員

前回の令和2年度の特別定額給付金についても、国の方から可及的速やかに給付を行うよう指示がありました。さらに、入札に付す期間があると可及的速やかに行われないというところから、随意契約で早急に進めなさいということでしたので、指定した業者と随意契約をしたものです。

会長

他はよろしいでしょうか。よろしければ、質疑は終わりにいたします。説明員の方はご退席いただいて結構です。

<質疑応答終了 説明員退室>

会長

それでは審議に入ります。諮問事項アについて、ご意見いかがでしょうか。

各委員

(意見なし)

会長

他にご意見がなければ、諮問事項ア「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務」について、承認・不承認の採決をしたいと思います。よろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

会長

ご異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項アを承認することに賛成の方

は、挙手をお願いいたします。

各委員 (全員賛成)

会 長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項アは承認することといたします。

会 長 次に、諮問事項イ、子育て政策課所管の「ファミリー・サポート・センター管理運営事業」を審議します。諮問内容の説明を求めます。事務局は所管課の説明員を入れてください。

<子育て政策課説明員入室 柳澤副課長が資料に基づき説明>

会 長 それでは、委員の皆様からご質問ございますか。

委 員 mama's hug が運営されるということですが、そちらには、個人情報の取り扱いに関しては、こういうことを守るようという指導はしているのですか。

説明員 契約をする時点で、そちらの部分は確認をさせていただいております。

委 員 依頼者と支援者って2種類あるということですが、資料に住所や勤務先まで書いてありますけど、両方の種類の方から、この全部の情報を頂くということですか。

説明員 勤務先については、依頼会員からのみ頂いております。特に依頼会員側は、何かあった時に直ぐご連絡をする必要があるため、連絡先等の把握ということで確認させていただいております。

委 員 私も支援者というものに興味があったのですが、家族構成をお伝えしなきゃいけないのかと思いました。家族構成まで伝える必要はあるのでしょうか。

説明員 依頼会員と支援会員をマッチングする時に、例えば依頼会員が、支援会員にお子さんを預けるにあたって、その支援会員がお子さんを育てられてきたかといったことを、気

にされる依頼会員もいらっしゃいます。そういうところで、依頼会員に、支援会員の情報を全部伝えてしまうということではないのですが、あくまでも情報としては把握させていただいて、マッチングで選ぶ時の参考にさせていただいているというところがあります。

委員 では、任意でなくて必ず書いていただくということですね。

説明員 基本的にはそうですね。

委員 その辺今おっしゃったようなことは、支援者の方から情報を頂く時にお知らせしているのでしょうか。

説明員 確認があれば、当然その部分については説明させていただいております。

委員 会員数はどの位ですか。

説明員 12月末現在の数字になりますが、依頼会員が1,185人、支援会員が310人、合計で1,495人となります。ただこの中で、48人程の方が依頼会員と支援会員を兼ねる両方会員でいらっしゃいます。実際お子さんもいらっしゃって依頼もしますが、できる時は支援もできますよという会員です。両方会員もいらっしゃいますのでトータルでは、1,185人と310人の1,495人、その内48人程が重複しているという状態です。

委員 これは、いったん登録すると何年間有効とかあるのですか。

説明員 基本的にはずっと有効ではありますが、年に1回、今の時期より少し前に、会員の皆さんに確認の文書を送らせていただいております。文書の中で、現在登録をしていますが、支援を継続されますかということを確認させていただいております。支援会員は、子育てもある程度落ち着いた方が多く、かなり高齢の方もいらっしゃいます。そのため、体調の関係ですとか、特に今はコロナの関係で対人的な接触を控えたいという方もいらっしゃいます。そういった理由から、支援会員はお断りしますということで、支援を休まれるとか、抜けられる方もいらっしゃいますので、年に1回その辺の確認をさせ

ていただいて、更新作業を行っています。

委員 このAWSですけれども、データはどこに置かれるのでしょうか。

説明員 国内にさせていただくことになっています。

委員 これは、依頼する人と支援なさる人は1人に対して1人ですか。それとも兄弟がいたら2人一緒に依頼するとかできるのですか。

説明員 基本的には1対1になりますが、兄弟でまとめて預かってほしいといった場合は兄弟で1人になります。ただ、例えば兄弟でも、保育園にお子さんを迎えに行ったところで1人預かってもらい、その後の上のお兄ちゃんやお姉ちゃんを迎えに行つて預かるのではなくて、お兄ちゃんやお姉ちゃんを迎えに行つて塾や習い事に連れて行ってほしいですというような場合には、どうしても下のお子さんの預かりができなくなってしまう場合等がありますので、そういう時は別々の支援会員に援助を依頼することもあります。そのまま下のお子さんを連れて一緒にお兄ちゃんやお姉ちゃんを迎えに行つて、お兄ちゃんやお姉ちゃんをそのまま塾に連れて行き、またそのままお子さんを預かるという場合もあります。そのため、状況によって1人であったり、複数の支援会員に依頼するという形になります。

会長 依頼者の方と支援者の方が、自分の端末から自分の情報をホームページか何かに入力するというのですが、入力した後、この依頼者の方や支援者の方は、自分の情報はどうなっているのかとかいうのを、端末等で確認する作業はできるのでしょうか。それとも最初に入力するだけで終わりなのでしょうか。

説明員 基本的には終わりです。

委員 例えば、こちらの支援の方は結構トラブルになることが多いので、登録してもらっているけれども、もうなしとか、そういうことがデータ上にあったりしますか。

説明員 今はまだシステムの構築中なので、システム上では不確定ですが、現時点では台帳に

その辺りの情報はコメントとして入れています。また、そのような場合は、できるだけそういう方をマッチングしていかないような形をとっていきますので、そのコメントの部分はデータ上引き継ぐ形にはなると思います。

委員 その方にとって不名誉な感じの内容はデータとして残るのですかね。

説明員 残る可能性はあります。ただ、実情として、そういう方はやはり続かない場合が多いです。依頼があった時に、どの支援会員を充てようかの判断をしますが、そのようなコメントがあると中々充てられません。そうすると実績として、その人のところには支援の依頼がいきませんので、更新の時にもう私は辞めますというような形で退会されるパターンが多いです。

委員 こちらの mama' s hug さんに登録される時に、mama' s hug さん自体が選定というか、すみませんあなたはお断りします、みたいなことはないのですか。

説明員 ないです。

委員 今までは紙データで行っていて、今後デジタルデータにする際に、改めて申請を行うのですか。

説明員 今の紙のデータを、データベースに移行する形をとります。

委員 そうしますと、新規の申請は新しく申請していただくのですか。

説明員 そうです。

委員 その際には、個人情報の取り扱いについての画面というものはあるのでしょうか。

説明員 まだシステムが構築できていないので不確定ですけれども、個人情報としてデータが管理されますので、注意書きは入れることになります。例えば別に説明のページを設けるといったレベルまでは、今の時点では想定されてないです。

委 員 今までに当事者同士を引き合わせる際、特にトラブルはなかったのですか。

説明員 はい。

委 員 放課後児童クラブも、このシステムを使おうとしていますか。

説明員 いえ、放課後児童クラブは別の事業になります。一例としては、放課後児童クラブが終わった後に、ご家族が迎えに行けませんということで支援の依頼をして、支援会員に行っていただくという部分がファミリー・サポート・センターの事業になります。あくまでも放課後児童クラブとは別になります。

委 員 一緒にしてもよい気がするのですが、複雑になってしまいますか。

説明員 そうですね。放課後児童クラブはお子さんを預かって、その面倒をみるという形になりますので、新たな1対1でのマッチングというのは、放課後児童クラブには発生しないと思います。ファミリー・サポート・センターの方は1対1のマッチングが作業として発生しますので、その効率を良くするためのシステムの導入になります。

委 員 資料の結合関係図に書いてある、「安全性に信頼が持てない通信を遮断する」というのは、誰がどの様に、それが安全なのか信頼が持てない通信なのか判断し行うのですか。

説明員 これはAWS、アマゾンウェブサービス側で判断して遮断をします。

委 員 それは、何かこういう風な設定するといったわけではなく、AWS側にそういうものが備わっているということですか。

説明員 そのように認識しております。

委 員 これについての対象者は、幼稚園、保育園、放課後児童クラブ、学校に行っている人達だけということですか。

説明員 依頼される会員さんは、市内に在住、在勤、在学の方で、生後3か月から小学校6年生までのお子さんと同居する方、または、出産予定日の4週間前から出産後12週までの本人または同居の方となります。

委員 保育園とか行ってなくても頼むことはできるということですか。

説明員 はい、会員の登録さえしていただければできます。ただ、例えば会員の登録はしているが、夕方少し預かってほしいといった時に、場合によっては支援会員の都合が合わずマッチングできない、支援会員が周辺に誰もいない等、どうしても見つからないというような場合もあります。けれども、基本的には登録いただいた方には、できるだけマッチングをさせていただく形をとっています。

会長 他はよろしいでしょうか。よろしければ、質疑は終わりにいたします。説明員の方はご退席いただいて結構です。

<質疑応答終了 説明員退室>

会長 それでは審議に入ります。諮問事項イについて、ご意見いかがでしょうか。

各委員 (意見なし)

会長 ご意見がなければ、諮問事項イ「ファミリー・サポート・センター管理運営事業」について、承認・不承認の採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

会長 ご異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項イを承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

各委員 (全員賛成)

- 会 長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項イは承認することといたします。
- 会 長 次に諮問事項ウ、学校安全課所管の「保護者連絡配信システム」を審議します。諮問内容の説明を求めます。事務局は所管課の説明員を入れてください。
- <学校安全課説明員入室 志村担当課長が資料に基づき説明>
- 会 長 それでは、委員の皆様からご質問ございますか。
- 委 員 今までやっていたフェアキャストの代わりということですか。
- 説明員 そういうことです。
- 委 員 事業者が違うということですか。
- 説明員 事業者が違います。
- 委 員 それは、なぜですか。
- 説明員 今使っていますフェアキャストについては、緊急情報のみを発信していたが、それについては配信する回数、件数等が決まっており、件数を超えるとそれ以上配信できなくなるので、緊急情報のみに特化していました。それが無制限になることで、一般的なお便りをデジタル化して配信することができるようになります。それと現状は、保護者からの連絡はできない状態なのですが、今後、このシステムを使用することによって、欠席や遅刻等の連絡についても携帯のアプリからできるようになり、朝学校に電話連絡がつかず、掛けなおす手間などがなくなります。このようなことから、新しいシステムを導入していきたいと考え、今回の導入を決定しました。
- 委 員 今パソコンがそれぞれに配布されていて、その中に何年何組のクラスルームがありまして、今まで休校等があった場合は、そこで見てくださいという形だったのですが、今後はそれと併用されるのでしょうか。

説明員 学校の運用になると思うのですが、今度は親御さんが登録していただくスマートフォンやパソコンがその代わりになってくるようなイメージになります。

委員 使い方は学校次第ということになるのですか。

説明員 多分、こちらの方に移行する形になってくると思います。こちらのシステムでは、学校単位クラス単位で集計等ができますし、学校の先生は今ある学習用端末を教室で開けば、今日何年何組の誰が欠席というのが一覧で確認できます。こちらの方がシステムとしては便利なので、統一していくような形が多分図られると思っております。

会長 保護者の方達が、このシステムの中で何かしら自分の個人情報等や、他の方の個人情報を見ること等ができるようになるのですか。

説明員 登録するときにメールアドレス等を保護者の方が一度登録する必要はございますが、学校側で保護者のメールアドレス等は見られないシステムとなっておりますので、一旦登録されたものは管理する事業者しか取り扱えない形になります。

会長 オンライン結合というのは、双方向のやり取りをするということではなくて、管理している個人情報を直接アクセスして色々な方が見られるという状態にするような、それがオンライン結合かと思うのです。そういう意味で言うと今回は、個人情報の提供をするわけではなくて、お知らせを流したりするだけということですよ。

説明員 そうということです。個人情報を取り扱うのは、今回導入する、さくら連絡網というシステム事業者が、取り扱うだけという形になります。

委員 さくら連絡網に登録したデータというのは、有効期限とか、どのくらいで破棄されるのですか。例えば、子供が卒業してからも残り続けるっていうのは逆に嫌だと思っております。

説明員 年度更新時に削除をさせていただきます。

- 委員 年度更新の時に、1回全削除してまた登録し直しという形になるのですか。
- 説明員 在校生についてはそのままデータを引き継ぐかもしれませんが、クラス替えがありますので、そこで入れ替え作業をします。その時に卒業生については削除します。
- 委員 同様に、転校の場合も削除されていくのですか。
- 説明員 そうです。
- 委員 保護者の方が連絡配信網を使う時というのは、最初にシステムに自分で登録をするわけですよね。その時にIDか何かをもらってそれで何かやるものなのですか。
- 説明員 最初に学校から児童生徒のIDを保護者に配らせていただいて、それを基に保護者が登録をするような形になります。
- 委員 既にIDが割り振られているということですか。
- 説明員 他の教育ネットワークシステムの中で、別の会社ですが成績をつけるようなシステムを取り扱っていますので、そのデータを基にまずは児童生徒の情報をさくら連絡網のシステムに登録させていただきます。それを基に保護者にIDを配布させていただくような形になります。
- 委員 これは、保護者が利用するということですが、生徒は利用することができますか。
- 説明員 生徒も登録することは可能ですが、そうすると児童生徒が欠席連絡することができてしまうので、そこはなりすましができないようにシステム上管理をする形になります。
- 会長 他はよろしいでしょうか。よろしければ、質疑は終わりにいたします。説明員の方はご退席いただいて結構です。

< 質疑応答終了 説明員退室 >

会 長            それでは審議に入ります。諮問事項ウについて、ご意見いかがでしょうか。

会 長            これはオンライン結合なのですか。

事務局            言葉的に双方向でデータをやり取りするということでしたので、オンライン結合という形で諮問させていただきましたが、一方的な情報でしたら該当しない結合です。

会 長            双方向でやるのはただメッセージし合うだけで、個人情報を見にいくとかそういう感じではなさそうですね。

事務局            この場で説明を全て聞いたところでは、一方的な話ということなので、個人情報をやり取りする、共有するというところではないということですね。

会 長            やっぱり市が管理する情報を市の外のサーバに置くということ、その管理は他の所に任せると。

事務局            そうですね。インターネット環境に置くということですね。

会 長            ただ、保護者とか先生がアクセスしてサービスを使うということですね。

事務局            はい。今の状況でしたら諮問事案書右側の、10条第2項の諮問という所を、重要事項の諮問に訂正させていただき、改めて審議をお願いしたいです。

委 員            あまりイメージが浮かんでいないのですが、例えばフェイスブックの様なグループだと、同じグループで登録している人の内容が全部見えますよね。お友達のAさんが登録していて、Aさんをクリックするとその人の情報が見えたりするのですが、全くそういうものとは違うということですね。

事務局            そういうシステムではなくて、生徒の保護者から欠席等の情報をもらうというところだけのシステムだと思います。

委員 多分今のフェアキャストの続きの感じなのだろうなと思いますが、そうではなく、先ほど私が説明した形になると、クラスルームに入っている生徒同士ではお互いの情報が見られると思うので、心配になりました。

事務局 それでは、所管課の説明員をもう一度呼んで聞いてみましょう。

〈所管である学校安全課再度入室〉

委員 先程クラスルームの話とフェアキャストの話がありましたが、内容としてはフェアキャストの内容がほとんど引き継がれる感じだと思ってよいですか。例えば保護者AとBがいて、AさんがBさんの情報を見られるということはないですよね。

説明員 先程お話のありましたクラスルームについては、授業で活用するものであって、連絡をするシステムではありません。たまたま今のフェアキャストでは、機能的にデジタル配信等ができないので、学校側がデジタル配信等をする場合に、フェアキャストでは足りない機能についてクラスルームを使用して補っていたのです。先にご説明したとおり、クラスルームは授業で皆さんが共有して使用するものであって、個人的な連絡をするものではないです。クラスルームでは情報が共有できてしまいますので。それを解消するところもあり、新しい保護者連絡システムというものを入れます。それは連絡配信システム専用なので、皆様が情報を共有することはございません。

委員 例えば、フェイスブック等のグループは、同じグループに入っている方をクリックするとその方の情報が全部見えますよね。あとはラインのグループでも、クリックしてその人を自分で友達に追加すれば、連絡がいくらでもできるようになります。それとは全く違うものだという事ですよね。

説明員 今のイメージでいくと、学校の先生はグループを作れますが、保護者の方はグループが作れないので、保護者の方が他の人を見ることは不可能です。グループを作ったとしても、そのグループを管理するのは作った方のみという形になりますので、皆さんで情報を共有することはないです。例えば、学校でグループを登録すれば、部活動についても使えるような形にはなります。ただそれは顧問の先生がグループ登録をして部員さん

に配布するものだとか、部員さんが今日部活出られませんといった連絡を先生が管理するのみで、保護者の方が今日誰が来ないんだというようなことはわかりません。

〈所管である学校安全課退出〉

会 長 他にご意見はよろしいですか。ご意見がなければ、諮問事項ウ「保護者連絡配信システム」について、承認・不承認の採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

会 長 ご異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項ウを承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

各委員 (全員賛成)

会 長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項ウは承認することといたします。

会 長 次に諮問事項エ、総務課所管の「総合行政ネットワーク (LGWAN) を利用した条例第 10 条第 2 項の規定に該当しないオンライン結合《類型》」を諮問します。事務局は諮問内容の説明をしてください。

〈総務課石塚副課長が資料に基づき説明〉

会 長 それでは、委員の皆様からご質問ございますか。

会 長 この類型を設定することについての形式的な根拠は、何かあるのでしょうか。

説明員 具体的な根拠は特にありません。

会 長 類型で承認というか、意見を聴いたことにするという条例上の直接的な根拠はないけれども、こういう類型を諮問することで、もうそれについては諮問を受けたことにして、

基本的には承認するということですね。

説明員        そうです。

委 員        基本的なことですが、実際に諮問案件が各課から総務課にあがってくるわけですね。それはどのような手続きというか、流れになるのでしょうか。

説明員        基本的には、年3回程この審議会の前に庁内に照会をかけています。個人情報の取り扱いについて意見を聴かなければいけないという規定があるので、それに該当する事業を行う予定がありますかというような形で庁内照会をかけて、該当のある課室等では、総務課に情報を提供してもらい、そこで調整をした上で審議会にかける案件かどうか整理をしております。

委 員        各課から報告があった時に、これは類型に当たるか否かの判断を事務局がするということよろしいですか。

説明員        そうですね。それで資料にある表を作りまして、そこで類型に当たるかどうかを判断してもらいます。

委 員        全課室というのは、実施機関の全部の課ということですね。それで、事務局というのは、その実施機関の全ての事務局だということですか。

説明員        そうです。

委 員        実施機関の事務の諮問を総務課が行うことに違和感があるのですが。

説明員        諮問は実施機関毎に行うのが原則なので、今回の件に関しては実施機関全部が諮問されていて、それを事務局である総務課がまとめたという認識で解釈していただければと思います。

委 員        実施機関からその様な依頼が事務局にあったということですか。

説明員 具体的に依頼が来た訳ではないですが、事務局として制度的にまとめるときに、この諮問をしようという形で検討したものです。

会 長 おそらく、事務局というのは、この審議会の事務局の立場と、個人情報取り扱いについての市長部局の中の事務局という2つの立場があると思います。各実施機関からの諮問をこの審議会にあげるという連絡が来た時に、それは典型的に承認を受けているので、諮問する必要はありませんというお答えをするという意味で、ここの審議会の事務局として、そういうアドバイスをしているという感じなのだと思います。

説明員 実際にこの審議会に諮問するのは各実施機関なので、その窓口になっているのです。各実施機関の窓口というか、相談を受ける役目を、事務局がやっています。

委 員 これは、事務局と市の実施機関に関しての場合のみということですよ。

説明員 そうです。

会 長 実際に、この案件2に当たる様なLGWAN回線を使用して市の外にデータベースを置き、そこに市がアクセスしているという事はあるかどうかわかりますか。

説明員 沢山あります。

会 長 そうなのですか。最近はまだLGWAN回線を使っていないものが多いですよ。

説明員 そうですね。本日の諮問事項ア、イ、ウは全部インターネット環境になりまして、そちらの方は結構多いです。

委 員 前回審議会の児童虐待相談みたいなものはLGWANなのですかね。

説明員 そうですね。子ども青少年支援課の前回諮問案件は、LGWAN回線を使ってそちらにサーバを置くという形にしております。

会 長 実質的には今までその様な案件が出ていて、諮問を受けて基本的には問題ないところ  
らが回答しているという状況を鑑みて、こういうものについては類型的に諮問しなくて  
よい扱いにしてはどうかというご提案をされた形ですね。

説明員 はい。

委 員 個人的には、水道の料金の徴収とかそういうことはまあよいのではと思いますが、例  
えば虐待関係等慎重な取り扱いが必要になることは、この審議会の様な、最終的にどの  
ようにデータを消すといったことを確認するところが良かった方が良いでしょう。

委 員 今回のイメージは、今まで紙であったデータをLGWANの中にあるデータセンター  
に置いて、それを参照するものに限られるという認識で合っていますでしょうか。

説明員 いいえ。例えば、市役所にサーバを設置していて、いわゆるオンプレミスで行ってい  
るシステムです。市役所にサーバを設置し、それを外のLGWAN環境のデータセンタ  
ーに置く場合のことを言っております。今まで、その場合でも必ず諮問してもらう運用  
をしてきましたので、それを今回類型という形で諮問させてもらっています。

委 員 LGWANの中にあるデータセンターにデータを置く、それを参照するのみが、今回  
の2の要件に当たるということですね。

説明員 そうですね。この部分だけを類型化したいというところです。

委 員 他のところがそれを参照するような場合は、諮問しますということですか。

説明員 はい。それについては、資料イメージ図中の案件1になりますので、その場合は必ず  
諮問します。また、インターネット環境は必ず諮問をする形で考えております。

委 員 今までは庁内にサーバを置いていたわけですね。そのサーバをLGWAN環境の中に  
置いて、LGWAN専用線で引く、言ってみればコードが伸びたようなものじゃないか  
という印象を私は持ちました。LGWAN回線は専用線なので、庁内にあるのと同じこ

となのかなという印象を持っているのですが、それでよろしいでしょうか。

説明員 イメージ的にはそういうことで良いと思います。

会 長 それであくまでも実施機関がその情報を使うだけですね。

説明員 はい。

会 長 それで他のところとオンライン結合をやろうという話ではないのですよね。

説明員 はい。

会 長 他にご意見なければ、諮問事項エ「総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用した条例第10条第2項の規定に該当しないオンライン結合《類型》」について、承認・不承認の採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 （異議なし）

会 長 ご異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項エを承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

各委員 （全員賛成）

会 長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項エは承認することといたします。

会 長 次に、議題（3）報告事項の「個人情報保護法の改正に伴う小田原市個人情報保護条例の改正等について」、事務局から説明をお願いします。

<総務課石塚副課長が資料に基づき説明>

会 長 それでは委員の皆様からご質問ございますか。

会 長 次回というのはいつ頃になるのですか。

事務局 大体7月くらいに開催する予定です。通常は、庁内に照会をかけまして、案件があれば開催しますしというところですが、この条例改正については、もう案を作成して示したいと思っております。どこまで精度が高まるかもわかりませんが、たたき台を作って、このような規定を設けますという説明はしたいと思っております。今後条例につきましては、予定では9月くらいにパブリックコメントをかけまして、12月の議会に改正案をかけたいと思います。他の市町村の状況も情報共有している中では、概ねそのぐらいのスケジュール感で行うそうです。これは、全国の自治体が条例改正しなければいけない形になっていますので、同じ様なスケジュールで進めたいと思っております。

会 長 今のところは、大まかな見通しも含めて話せる状態ではないということですか。

事務局 そうですね。今は、国のガイドラインというのがこの時期に出ますので、それに基づいてどういう規定を設けなければならないかというところを研究しているところです。

委 員 個人情報保護法というのは、わりとマスコミ的に話題になるのではないかと考えているのですが、今回の内容だと民間部門というのもほとんど今のものをそのまま取り込むみたいな感じでいくということでしょうか。

事務局 そうですね。現在ある民間企業の個人情報保護法がベースになって、それに行政機関がドッキングするというか、項目的には民間企業の部分と行政部分、そこに今まで条例で全国の地方公共団体が条例化していたのですが、それが全部法律が適用されるという形になります。

委 員 法律と自治体の条例がどの程度違っているかわからないですけど、ベースの部分はある程度法律が取り込んでしまうということですよ。そうすると条例自体は内容的に薄くなるのでしょうか。

事務局 日本全国で個人情報を取り扱うにあたって統一的なものがなかったので、国の方が一括して統一して、個人情報を取り扱う基本となる法律になる形であります。今まで独自

で条例化して、独自の取り扱いで個人情報を守っていたところが薄れるというような指摘もございます。

会 長           それが、まさにこの審議会がやっているような事務ということになるわけですね。

事務局           はい。

会 長           法律に書き尽くしてあるから、このような形で諮問するという仕組み自体を、自治体が独自に今まで設けてきているのだけれども、その部分は特別な手当ををしなければなくなるという感じなのですね。

事務局           はい。今までは、この審議会の意見を聴けば例外的な取り扱いができるという形で条例には規定していましたが、今後は、個人情報保護委員会というところが一元化して個人情報の取り扱いを管理するので、そこで違いが生じます。ですので、この審議会の存在も、これから検討させてもらって、総務課の方で案を作った上で、意見を伺いたいと思っております。

委 員           条例の施行はいつ頃なのでしょうか。

事務局           施行は令和5年4月になります。全国の地方公共団体にこの法律が適用されるのが令和5年4月1日なので、それと合わせて法律の施行条例を施行するようになります。

会 長           他にいかがでしょうか。よろしければ質疑を終わりにします。

会 長           それでは、議題（4）その他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局           特にございませんが、今回の会議録につきましては、事務局で草案を作成後、委員の皆様へ郵送させていただき、御確認をいただいた後、行政情報センター、ホームページにて公開しますのでよろしくお願いいたします。

会 長           それではこれもちまして、第84回小田原市個人情報保護運営審議会を閉会します。

第 84 回 小田原市個人情報保護運営審議会 資料一覧

●次第

●資料

- ・諮問事案書及び添付資料
- ・個人情報保護制度見直しの全体像